

給与所得者の皆様へ

あなたの市・県民税は、勤め先の給料からの
天引き（特別徴収）になっていますか？

特別徴収って何？

市・県民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、市・県民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給料から市・県民税を天引きし、市に納入する制度です。



特別徴収は、こんなに便利です!!

- ◆ご自身で納付する普通徴収の場合は納期が年4回ですが、特別徴収は毎月の給料からの天引きで年12回なので、1回当たりの納税額が少なくて済みます。
- ◆ご自身で金融機関等へ出向いて納める必要がないので、納付のために現金を持ち歩く必要もありません。
- ◆納付書を紛失してしまったり、うっかり納め忘れて延滞金が発生する心配がありません。

市・県民税が給料からの天引き（特別徴収）になっていない場合は、お勤め先にお問い合わせください。

地方税法第321条の4及び加賀市税条例の規定により、原則として所得税の源泉徴収義務者である事業者は、特別徴収義務者として市・県民税を特別徴収していただくことになっています。（パート・アルバイトについても年間を通じて雇用されている場合は特別徴収の対象になります。）※本来、特別徴収するかどうかを従業員の意思で選択することはできません。

市・県民税の特別徴収に関するお問い合わせ先

加賀市役所 税料金課 市民税係 ☎0761-72-7815（直通）
〒922-8622 加賀市大聖寺南町二41番地

※裏面もご覧ください。